

壁を超えるきっかけ

誰もが暮らしやすい街へ

★障害福祉課 ☎ 1125 ・ ☎ 1963

「精神、知的、身体障害者が普通に暮らせる街づくりをしてください。変な目でみられるのは嫌です。堂々と生きていきたい。それが自分の意見です。」

これは平成23年9月に行われた障害者アンケートの自由記載欄に書かれた意見の一部です。このように、障害のある人が、暮らしにくさ「社会的障壁」を感じています。

平成27年4月1日現在、本市には障害者手帳を持っている人が3,730人います。これは約21人に1人が障害を抱えて暮らしていることとなります。

この度施行された障害者差別解消法が、「障害があるから…」 「障害があるせいで…」と感じる「壁」を超え、社会を変えていくひとつのきっかけとなるのが期待されています。

障害者差別解消法（4月1日施行）

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」は、障害を理由とする差別をなくし、全ての人が障害のあるなしに関わらず、お互いの人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的として制定され、4月1日から施行になりました。

この法律では、障害を理由とした「不当な差別的取扱い」が禁止され、障害がある人への「合理的配慮」を行うことが求められています。

不当な差別的取扱いとは

障害を理由として、正当な理由なく、入店やサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為

具体例 受付の対応を拒否する
本人を無視して介助者や支援者、付き添いの人だけに話しかける など

合理的配慮とは

障害のある人から、社会の中にあるバリア「社会的障壁」を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること

具体例 視覚障害のある人には読み上げによる説明を行う
聴覚障害のある人には筆談など音声とは別の方法で伝える など

合理的配慮サーチ 検索

障害の種別や生活の場面から事例を探すことができます

	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関・地方公共団体等	禁止	法的義務
民間事業者（※）	禁止	努力義務

※民間事業者には個人事業者やNPO等の非営利事業者も含まれます。

本庄市の取組み

- ・相談窓口の設置
- ・関係機関のネットワーク作り
- ・コミュニケーション支援用タブレットの窓口設置
- ・啓発事業の実施
- ・道路のバリアフリー化 など

- ▼コミュニケーション支援用タブレットにより、筆談や分かりやすいイラストでコミュニケーションが円滑になります。



※イメージ

- ▼本庄駅入口交差点から国道17号までの道路をバリアフリー化しています。歩道が広がり、段差がなくなります。



「日々感じていますよ」。社会的障壁はどのようなときに感じますかという質問に、種村さんは即答しました。

種村さんは、3歳のときに小児麻痺にかかり、そのときから右下肢に障害を抱えています。小学校低学年までは、障害を意識することはなかったものの、高学年になり、埋められない身体能力の差が自身を障害者であることを実感させたと言います。

現在は、父と母と3人で始めたステンレス加工会社を引き継ぎ、社長として会社を運営する傍ら、「ここまで支えてくれた父や母をはじめ、多くの人へ恩返ししたい」と、埼玉県身体障害者福祉協会の会長として、身体障害者の先頭に立ち、行政や国に要望したり、交流や講演をしたりと多忙な日々を過ごしています。

「段差などで車いすが入れない店があると障害者お断りと書いてあるのと同じに感じてしまう」と旅行が趣味の種村さんにとって、まだまだ壁は多い。障害者差別解消法は、そういう社会の壁を越えていくためのきっかけ。「この法律を多くの人

共に学び共に暮らせる街へ

埼玉県身体障害者福祉協会 会長

たねむら ともふみ
種村 朋文さん

より多くの人のための法律になっていく」という種村さん。障害への理解やインフラ面など、まだまだ多くある社会的な壁。この法律の施行により、障害者が勇気を出して踏み出し、健常者がそっと配慮の手を差し伸べられる、そして、誰もが暮らしやすさを感じられる街へと変わっていくことが期待されます。

「本当の意味でのバリアフリーは、障害者と健常者が、同じ時間、同じ経験を共有しなければ生まれない。今は、共有する場が限定されている。障害者と健常者が、おしゃべりな喫茶店でお茶を飲む。居酒屋で肩を並べて酒を飲む。そうしたときに、どこのお店でも気兼ねなく、ふらっと立ち寄れる。共有する場の選択肢を狭めないそんな世の中になってほしい。」と種村さんは力強く言いました。

市内で活躍するボランティア団体

広報の音声化や点字化する団体や、聴覚障害者福祉にかかわる団体など、障害者がより暮らしやすい社会を目指したボランティア団体が活動しています。

★本庄市社会福祉協議会 ☎ 2755



手話奉仕員養成講座入門編

手話で日常会話を行うために必要な技術を習得します。

日程 5月23日(月)～ 全27回

会場 はにぽんプラザ 2階活動室B

★詳しくは12ページをご覧ください。

